

第十三回 国会参議院文部委員会会議録 第四十六号

(八八七)

昭和二十七年七月四日(金曜日)午前十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 理事

梅原 真隆君

委員

白波瀬米吉君

高田なほ子君

木内キヤウ君

川村松助君

黒川武雄君

石黒忠篤君

高橋道男君

堀越儀郎君

山本勇造君

若林義孝君

田中義男君

政府委員

文部省初等中等教育局長

田中義男君

常任委員

竹内敏夫君

事務局側

本日の会議に付した事件

出)

○委員長(梅原真隆君) それじゃこれ

より文部委員会を開きます。

義務教育費国庫負担法案を議題とい

たします。御質疑のあるかたから御發

言を願います。

○堀越儀郎君 第二条の二項の問題で

ありまするが、この前の委員会のとき

に少しお伺いいたしまして、御答弁を

得たのでありまするが、もう一応よく念のために二項の問題について政府の御所見を承わつておきたいと思うのであります。先づ各都道府県ごとの、二条の二項でありまするが、国庫負担額の最高限度は政令で定めることができます。一番私たちの問題になりますことは、都道府県ごとに最高限度をきめられた場合には、財政の豊かでない、現在とても教員の給与の低い、つまり待遇の悪い所がその線で若しとめられるようなことがありますたならば、他の財政の豊かな府県に教員が流れて行く。つまり財政の貧弱な県は優良な教員を失うと弱な財政の県では、それ以上教員の優遇のために費用を入れることができないために、その県に在職する教員がいつまでも低い待遇で辛抱しなければならないといふやうなことが起る憂えがあると思ふ。そういう意味においてここに第二項によって制限を受ける場合があるとすれば、それはよほど裕福な飛抜けていい状態の府県等において起り得るものだと考へるのでござります。従つて、若しこれによつて制限を受ける場合が非常に危惧を懷いておるのであります。そのためには、小さな県に勤めている職員に対して不安の念を懷かせるようなことがあるならば、むしろこの二項といふやうのをとつてしまつたほうがいいのではないかということを私たちは全般の上から考えて心配するのであります。そういう点はつきりと政府のお考へをして頂いて、財政の貧弱な県に動めておる教員の不安を一掃するよう、政府としての御所見を伺つておきたいと思ふのであります。

○政府委員(田中義男君) 従来の大蔵省と文部省との折衝におきましては、例えは教員の率におきましても一・五、他との均衡等の立場から、一応最高限度がございました。従つて、それについては大蔵省も従来認識されておりました。しかし、少くもその線を確保いたしますならば、私がどもが期待いたしております基準が得るものだと考へるのでござります。従つて、実際問題としては、この最高限をきめます場合には、先般も申上げましたように、文部省としては従来の原案において予定をいたしておりましたあとで、各都道府県等の実情に応じた適切なる基準が得られるものと考えております。そこで、この二項をさしきめ方如何でございまして、私どもは皆様方の御心配も十分頭に置いて、そうして御期待に副うよう十分努力をいたすつもりでございまして、これはできると確信をいたしておるのでござります。

○政府委員(田中義男君) お話をようやくお聞かせいただきたいと思います。そこで、この二項の問題と直接の関係はないのですが、間接的に関連して来る問題で少し伺つておきたいと思います。それは各学芸大学の以前の師範学校の附属小中学校教員の給与の問題、それから公立学校の給与の問題との開きが非常に現在においては多い。そういう点で、一方は困

立でありまするから国家公務員としての待遇で釘付けをされるのは止むを得ないのありまするが、同じ府県において単に支出額の二分の一を国庫が負担するということにおいてのみ実施いたしておりました場合に、戦後非常に裕福な県等において随分行過ぎて、国

庫が負担に甚だ困つたというような事態もございましたので、さような場合においては、國家財政の立場から、又他との均衡等の立場から、一応最高限度を抑える必要があつたのであります。従つて、さような意味においてここに第二項ができたのでござります。従つて、若しこれによつて制限を受ける場合が非常に危惧を懷いておるのであります。そのためには、小さな県に勤めている職員に対して不安の念を懷かせるようなことがあるならば、むしろこの二項といふやうのをとつてしまつたほうがいいのではないかということを私たちは全般の上から考えて心配するのであります。そういう点はつきりと政府のお考へをして頂いて、財政の貧弱な県に動めておる教員の不安を一掃するよう、政府としての御所見を伺つておきたいと思ふのであります。

○政府委員(田中義男君) お話をようやくお聞かせいただきたいと思います。そこで、この二項の問題と直接の関係はないのですが、間接的に

連繋をいたしました。十分不當なこと

のないように処置いたしたいと考へておるのでござります。

○委員長(梅原義謹君) ちよつと速記
をとめます。

〔速記中止〕

○委員長(梅原義謹君) 速記をつけ
て。これにて本日は散会いたします。

午前十時五十七分散会